(c)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(a)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(d)　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(2)　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

(a)　特定ＪＶのすべての構成員は、平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　道路トンネル（ＮＡＴＭ工法による。）で、トンネル代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が45㎡以上、かつ、同一トンネルにおいて施工延長が1,400ｍ以上（覆工まで完了）の工事。なお、同一トンネルであれば、２契約以上の工事でも可。

同種工事の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(b)　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(c)　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

(3)　出資比率要件　特定ＪＶの構成員は、２社の場合は30%以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記７(1)(a)の認定（上記７(1)(a)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員は、上記７(1)(a)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７(1)(a)の認定又は上記７(1)(a)の一般競争参加資格がないとの認定（上記７(1)(a)の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定ＪＶの名称は、「鍋谷峠道路鍋谷峠トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

真駒内(23)札幌病院新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 23 年 11 月 11 日

支出負担行為担当官代理

北海道防衛局次長　佐藤　隆章

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　01

1　工事名　真駒内(23)札幌病院新設建築その他工事

2　工事場所　北海道札幌市

3　工事概要

真駒内駐屯地

【建築工事】

・病院新設

構造：プレストレストコンクリート造
地上６階／地下１階建て

規模：延べ面積約22,600㎡
（建具、内外装、ユニット及びその他工事の一部を除く）

・既設建物解体工事及び付帯施設撤去工事

構造：コンクリートブロック造平屋建て

規模：延べ面積約50㎡ほか２棟

【土木工事】

・造成工事

・警備用道路及び汚水管切り廻し工事

・樹木伐採等工事

【電気設備工事】

・構内外線工事

・病院新設　躯体スリーブ工事（地下１階のみ）

【機械設備工事】

・病院新設　給水設備工事（受水槽新設119ｔ×２基）

・病院新設　躯体スリーブ工事（地下１階のみ）

【通信工事】

・仮設警備システム整備工事

・構内通信線路工事

・病院新設　躯体スリーブ工事（地下１階のみ）

4　工期　平成26年12月20日まで

5　競争参加資格審査申請書の交付

(1)　交付期間　平成23年11月11日から同年12月１日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(2)　交付場所　〒060―0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第３合同庁舎　北海道防衛局総務部部契約課　電話011―272―7513

(3)　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

(1)　提出期間　平成23年11月11日から同年12月１日まで（行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(2)　提出場所　上記５(2)に同じ。

(3)　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成23・24年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記７(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成23年11月11日付支出負担行為担当官北海道防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式第４と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4)　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成23年12月１日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。